

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成27年3月24日(火) 午後2時から午後3時40分まで
場 所 旭川地方裁判所C棟5階大会議室
出席者 司 会 者 二 宮 信 吾 (旭川地方裁判所刑事部総括判事)
法 曹 出 席 者 伊 藤 吾 朗 (旭川地方裁判所刑事部判事補)
松 枝 正 宣 (旭川地方検察庁検事)
中 村 元 弥 (旭川弁護士会弁護士)
裁判員経験者 4人
報道機関出席者 旭川司法記者クラブ記者 3人

冒頭あいさつ、自己紹介等

司会者

皆様おそろいですので、これより裁判員を経験された方々をお招きしての意見交換会を開催したいと思います。旭川で裁判員裁判の裁判長をしております二宮でございます。本日は司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。裁判員裁判の経験者の方々には、実際の裁判にも御出席、御協力いただきました上、本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。旭川でもこれまで27件、28名の被告人について裁判員裁判が行われていますが、本日は、昨年4月から12月までに行われた2件の裁判員裁判について、それぞれ2名ずつ、合計4名の裁判員経験者の方々にお越しいただいております。本意見交換会の趣旨は、裁判員裁判をより良くしていくために、裁判員等経験者の方々から率直な意見を聞いて、今後の執務の参考にしたいということでございます。よって、褒めていただくということは嬉しいことではございますが、厳しい御意見で指摘していただくことが今後の裁判員裁判の改善のために役立つことになるので、率直な御意見を発言し、教えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいいたします。それでは本日同席させていただきます、検察庁、弁護士会、裁判所の出席者からそれぞれ自己紹介をお願いします。

松枝検事

旭川地検検察官の松枝と申します。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。本日は先ほど二宮裁判官からもお話があったとおり、今回の趣旨を酌んでいただき、どうか忌憚のない意見を賜ることができたらよいと思っております。どうかよろしくお願いいいたします。

中村弁護士

旭川弁護士会所属の中村と申します。本日はお越しいただきありがとうございます。全国のアンケートを見ましても「検察官は分かりやすい。」「弁護人は分かりにくい。」といった状況となっており、私も傍聴して気がついたことを指摘しているところではあり

ますが、このような機会に御意見をいただき、弁護士の研修などの機会に生かしていきたいと考えていますので、本日は遠慮なく御発言いただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

伊藤判事補

旭川地裁刑事部の裁判官の伊藤でございます。本日は誠にありがとうございます。久しぶりに皆様とお会いして、一緒に悩みながら議論したことを思い出しているところです。私も昨年から裁判員裁判を担当するようになりまして、まだまだ経験が浅いということもありますし、皆様の忌憚のない意見をいただき今後の執務に生かしていきたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について

司会者

それでは、皆様が担当された事件を説明させていただき、事件を担当された印象や感想を簡単にお伺ひしたいと思います。

まず、1番及び2番の方が担当された事件は、強盗致傷等被告事件ということで、夜間一人暮らしの家に侵入し、そこに寝ていた被害者に声を掛け、起こした上で馬乗りになり、殴るなどの暴行脅迫を加えて、総額500万円以上の金品を奪い、被害者に加療約22日間の傷害を負わせたという事件でした。本件は、被告人が犯人かどうかということが争われておりました。懲役12年の求刑に対して、懲役12年という判決となり、控訴されましたが、控訴審においても原審と同様ということで、控訴棄却という結果となっております。日程としては、2週間に渡り、そのうち8日間の審理、2日間の評議を行った後、判決がなされております。犯人か否かということを決めるための視点が幾つかあり、それぞれについて、証人を複数調べるなどしたということでもかなり長期間に渡った事件でした。それでは、担当された1番の方から感想をお伺ひしたいと思います。

1番

専門知識のない立場で、この裁判に関わることができるのかという不安の方が大きかったのですが、今は、何とか2週間クリアすることができてよかったと感じています。

2番

実際、終わった直後は、聞いていたよりも長くて、すごく疲れたという印象が正直なところありましたが、今になって考えてみると、審理が長い方が、その裁判の内容や事件の状況がよく分かり、頭に入ってくるので判断がしやすいのではないかと考えています。公判前整理手続で論点が絞られているとは思いますが、他の裁判は短い期間で終わっているということを知りましたので、事件の内容を把握するという意味において、どこまで絞ればよいのかという判断をどのようにされているのか疑問に思っていたことから、本日はその点もお聞きしながら考えてみたいと思っております。

司会者

次に3番及び4番の方が担当された事件ですが、この事件は、現住建造物等放火事件ということで、家族3名とともに自宅に住んでいた被告人が、自殺目的で、その自宅にティッシュペーパーに火をつけて放火したという内容でした。この事件は自白事件ということで、量刑が問題となりましたが、被告人が重症のうつ病であったため、これが犯行や量刑にどのように影響してくるのが特に問題になったものでした。懲役5年の求刑に対して、懲役3年、執行猶予5年、保護観察付きという判決となっております。審理は1日で終了し、その後評議で1日を経て、3日目に判決が宣告されております。自白事件ということですが、証人としては、数名の方からお話を聞いております。それでは簡単に感想を3番の方からお願いいたします。

3番

まさか自分が選ばれるとは思っていませんでしたので、最初のうちは、そのショックを引きずっていました。知らない世界の中、予備知識がない状態で進めていく不安感は何となくありました。いざスタートしてみると思っていた以上にシステム化されており、検察官及び弁護人の説明も分かりやすい印象を受けました。説明の分かりやすさについては、わざと分かりやすくしているのかといった裏読みのような部分があり、しばらくは疑心暗鬼でしたが、これまでの自分の経験を生かして皆さんの役に立てるようにと考えた結果、最終的には皆さんがチームとなっていたことがよかったと思います。今回の放火の裁判については、予想以上にショックなものでしたが、先ほど述べたチーム感がよかったと思っています。

4番

私が担当した事件は3日間ということで、最初の事件と比べると短い期間でしたが、自分にとっては、非常に長く濃密な時間を過ごしましたし、すごい緊張感の中で3日間を過ごしました。非常に大変な作業でしたが、終わったときには、貢献ができたという充実感を感じました。例えるならテストが終わった後の解放感みたいなものを感じました。

審理の理解度、分かりやすさについて

司会者

裁判員の方々が、私達裁判官と判断していただくことは有罪かどうか、有罪であれば量刑をどうするのかということでもあります。このことを話し合う場が評議となりますが、評議に入る際に、その前提となる審理の内容を覚えていたのか、覚えていないまま評議に臨んだのかという点についてお聞きしたいと思います。1番の方からお願いします。

1番

裁判官の説明を聴きながら、自分なりに何となく理解していました。

司会者

何となくということでしたが、例えば証人がこのようなことを話していたとかが、このような証拠が出ていたということは記憶としてありましたか。

1 番

今でも商品券のことは記憶に残っています。裁判が終わって、自分が持っている商品券の内容を控えるなどして、証拠として残すことも必要であると自分と置き換えていたことを覚えています。

2 番

裁判の最中は、証拠の内容や証人の発言内容は、メモを取っていたので頭に入っていましたし、後から確認することができました。裏付けに必要なのかもしれませんが、証人として出てくる警察官の発言がどれも同じことを言っており、検察官の質問も同じような内容であったため、途中から倦怠感がありました。

司会者

特に分かりにくかったものはありましたか。

2 番

分かりにくかったものはありませんでしたが、検察官の質問で自分なりに納得していたところ、弁護人の反対尋問で余計に分からなくなってしまったということがあり、検察官と弁護人で、聞きたい論点が一致していない部分があり、そのような点において混乱が生じました。

司会者

メモを取っていただいたということですが、評議の場では、法廷での審理の内容を念頭において、意見が言えましたか。

2 番

私としては、言えたと思っております。

3 番

評議に入る前の裁判官の説明は分かりやすかったです。法廷の中で、幾つか驚く事実が突然出てきて、その驚きを整理できないまま尋問が終わってしまうといったドラマのようなことがありました。被告人が有罪であるという点については、自分の中で決まっているにも関わらず、量刑を考えている際でも、被告人が本当に自殺のために罪を犯したのかという点については長く引きずっていました。

4 番

確かに私達が担当した事件は、被告人が有罪であるという点については、争う点がなく、量刑が問題となるシンプルなものであったため、ドラマのように、判決と関係ないところでの事実が次々と出てきたことが、特に印象に残っています。また、自分の年代としては、特に裁判員同士の場合には、緊張してしまい自分の意見が言えないものですが、あ那时的補充裁判員を含めた裁判員 8 名の中には、若い方もおり、そんな若い方からたくさん意見が出ていたのを見て感心していました。

司会者

先ほど 2 番の方から論点の絞り方についてのお話がありました。3 番及び 4 番の方の

お話から、論点を絞り過ぎているという印象を持っているように見受けられましたが、その点についてはいかがでしょうか。

3番

裁判員裁判がどのようなものか分からない状態で、私達は、まず、被告人が犯人かどうか決めることを行い、その上で量刑を決めるものだと考えていたところ、実際は、被告人が犯人かどうかという点は決まっていたため、その部分が省かれており、量刑をどうするのかということを決める話合いであるということについては、テレビの影響もあるのか理解することができませんでした。その点は、そこを省かないと私達がさらに拘束されるためとも思っています。論点の絞り方ということよりは、こういうものなのかといった印象です。

4番

私は、量刑だけを決めるものなのだという点については、比較的素直に受け入れることができました。裁判官の説明が分かりやすかったので、自分たちはここから考えればよいのだということを理解しました。3番の方が言うようにドラマなどの影響が大きいため頭の中で想像してしまうのですが、自分たちが考える部分の説明を受けて、整理ができたため進めていくことができました。

論告、弁論の印象について

司会者

特に1番及び2番の方が担当した事件は、冒頭陳述を複数回に分けて行い、論告及び弁論を長々で行いましたが、裁判のまとめの部分である論告及び弁論について、評議の際に役立ったかどうか、頭の整理に役立ったかどうかといった印象についてはいかがでしょうか。

2番

検察官がプレゼンテーション形式で、ポイントなどを説明してくれたことは、非常に分かりやすく良かったです。いただいた書類自体は、文字が多すぎて、なかなか読む気にはなりませんでしたが、その内容を説明していただけたのは良かったと思っています。

司会者

評議に入る際の頭の整理には役立ったということになりますか。

2番

はい、そうですね。

1番

モニターを見るなど、忙しい感じで大変だったなという印象ですが、検察官や弁護人は非常に苦労されているのだと思いました。内容的には検察官の考えている裏付けの意味などは理解できたと思います。

3番

弁護人の弁論がとても分かりやすく印象に残っています。ボードを使って説明していたのですが、そのボードは大きくてインパクトがあって分かりやすかったです。逆に検察官の論告がかすんで見えませんでした。私達のような裁判の知識がない者にとっては、あれくらいしていただいた方が分かりやすいのではないかと思います。

先ほど話した、驚いた事実については、資料もなく、尋問の中で突然出てきたのですが、それが事件に関係している部分なのかどうか疑問に思った部分もあり、事件との関係性の有無については、最終的に資料としていただければ、こちらもそのような意識を持って入っていたのだと思います。なぜそのような事実を資料として出してもらえなかったのか気になっていました。

司会者

弁護人のボードは、手法も内容も分かりやすかったということですか。

3番

私達が、どのように導入して、考えていけばよいのかということが分かりやすく説明されており、評議に入る際の軸となっていたので、素晴らしいものでした。

4番

先ほど3番の方が話していた、驚いた事実については、事件の内容とは関係がないと思われる中で、周りの人間関係などの事実が、突然表面化したものでした。おそらく証拠を積み重ねていく中で、事件の量刑には関係のないものであるとして、資料としては挙げられていなかったのだと考えていますが、そのような事実が突然出されると驚きます。論告や弁論について、検察官も図表で細かく示していましたので、分かりにくいということはありませんでした。確かに弁護人の大きなボードをめくっていくという手法は今時なものでインパクトがありました。

司会者

先ほど弁護人の訴訟活動の話がありましたが、1番及び2番の方が担当した事件のアンケート結果からは、弁護人の訴訟活動が分かりにくかったという意見がありました。今、覚えているものでお話しできるものがあればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

1番

声が小さくて聞きづらかった印象です。

2番

分かりづらいというイメージはありましたが、何を言っていたかはあまり覚えていません。検察官の説明は、整然として分かりやすかったのですが、弁護人の説明は、次から次へと思いつきで言っているというか、どこに向けて発信しているのかという印象がありました。

司会者

意図や内容が分かりにくかったということですね。

2番

はい、そうです。

証拠書類の取調べについて

司会者

3番及び4番の方が担当された事件では、証拠として精神科医の鑑定書が抜粋という形で出され、公判廷で朗読されましたが、あの内容は理解できましたか。

3番

精神科医が作成したものであるから、そのとおりのものだという印象です。この精神科医は、どこで、誰がどう雇っているのかということについて気になりましたが、それを疑う場所でもないし、疑っても仕方がないものと思ひ、その内容を理解しましたので、分かりづらいということはありませんでした。

4番

鑑定書を読んだときに、表現が難しく、結局、何が言いたいのか判断しにくいものでした。何度も読み返しましたが、内容をオブラートに包んでいるというか、回りくどいという印象でした。精神科医の鑑定書は、あのような表現になってしまうものかもしれませんが、私達は医療の知識がないため、そのような者に対して出す証拠としては、もう少しのみ砕いて説明する方がよりよいのではないかと思ひました。

3番

表現が難しく、この部分はこう読めるが、他方ではこう読めるというものでした。

司会者

証拠調べの方法としては、そういったまとめた書面を証拠として調べるほかに、精神科医のお話をお聞きするということがあるわけですが、今のお話をお聞きしますと、直接精神科医に聞く方が分かりやすかったという印象はありますか。

3番

聞くといっても、上手く質問できたかどうかは疑問です。抜粋とはいえ、様々なとらえ方ができる鑑定書であったため、その部分について聞いて確認してみたいところですが、聞いたとしてもはぐらかされる可能性もあり、専門知識もないため、理解できていたかどうかについては分かりません。

4番

鑑定書には、疑問点がありましたので、実際に精神科医に来ていただいて、質問できればよかったとは思っています。ただし、聞いたとしても専門的な用語で返されることもあります。書面で判断するよりは、実際に質問することで理解はできた可能性があります。

論告、弁論の印象について（量刑を考える上で）

司会者

2つの事件は、いずれも有罪となり、量刑を考えていきましたが、量刑を考える段階で、論告、弁論はどのように役に立っていたか、あるいは役に立たなかったかということについて、感想をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

3番

論告が思い出せないくらい、弁護人の弁論が記憶に残っています。もちろん双方とも分かりやすかったですし、その部分を参考にしたため、量刑をどのようにしたらよいかという点についても話しやすかったので、悪い印象は受けていませんが、より弁護人の方が分かりやすかったということになります。どこから入っていけばよいか分からなかったで、この部分はこれを参考にするといったことができ、弁論はすばらしかったと思います。

4番

私達は法律家ではないので、証拠や弁論などで量刑を数値化するという事は、いくらよい証拠を出されても難しいと考えています。ただし、執行猶予を付けるか付けないかといったことに関しては、弁護人側の事情の説明を受けて、執行猶予を付ける判断には役立ったと思います。懲役が何年になるのかということについては、検察官及び弁護人からどのような情報を出されても結びつかなかったと思います。

2番

量刑を決める意味で、論告や弁論がどれだけ参考になったかという点、あまり参考にならなかったというのが正直なところです。検察官は、被告人がこれだけ悪いことをした、弁護人は疑う余地があるなどと述べていますが、それを参考にして量刑を考えたことはありませんでした。どちらかといえば、有罪か無罪かの判断について参考にしました。

1番

4番の方と同様です。

司会者

数値化は、難しいとの御意見ということでしょうか。実際には、数値化しているところではありますが、そういう意味において、量刑評議の進め方について御意見がありましたら伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

2番

検察官は、求刑を何年と言っていますが、どのように積算して求刑を示しているのか、内訳が全く分かりませんが、それをベースに量刑を考えていく漠然としたものしかなく、求刑から、論告や弁論の内容によって一年差し引くのか足すということができないため、求刑の積算根拠が明らかにならないのかなとは思いました。

3番

量刑を決める上で、これと同様の事件はどのように算出しているのかということが気になっていました。ただし、それをいってしまうと、単にカテゴリ分けになってしまう

ので、どうしようかと思っていたところです。私達は裁判員を経験するのが初めてであり、量刑の基準の感覚が分からないのですが、これを聞いてよいのか悪いのか、最初評議のころは思っていましたし、これまでの量刑の内容を聞いてみないと分からないという思いと私達の話の中で決めなければならないという思いとの葛藤があり、今までの事件はこうであったからこの量刑でよいということなのか、この事件はこのような内容であったからこの量刑とするということのどちらなのかということを考えていました。

4番

量刑を出す上で、当然、公平性を考えなければならないため、過去の裁判例に倣うということもあるでしょうし、そうしたときに市民感覚を採り入れる裁判員裁判の根幹が揺らぐことにもなってしまうため、市民感覚を採り入れると過去の類型とずれが生じたときにどうなってしまうのかということもあって、すごく悩ましい問題であると考えています。私達が担当した事件は、有罪無罪で争っているわけでもなく、執行猶予を付けるかどうかという問題であったため、過去の裁判例からも大きく外れることはないし、一般的な市民感覚からもずれてはいない判決だったので、問題はありませんでしたが、今後、死刑判決を出す、出さないといった事案の場合は、最近の報道を見ても難しいのかなと思います。

1番

量刑を考える時間が短すぎると感じました。

2番

量刑を決めると言ってもどれくらいの量刑を出したらよいか、積算根拠みたいなものが分からないので、1番の方が言うように、もう少し時間を掛けてもよいのではないかと感じました。

司会者

量刑の評議の前に、度々、量刑の決め方については裁判官の方から説明させていただいていますが、それだけでは太刀打ちできないということでしょうか。

2番

これがあつたら、半年減らすのかというようなものが全くなく、過去の裁判例を見るなどして、この範囲になるということしかありませんでしたので、積み上げにくいというか、難しいところがありました。決め方というのはないのかもしれませんが、解説みたいなものがほしかったというのがあります。

司会者

計算式みたいなものがあるわけではないので、なかなか難しいところはあると思いますが、先ほど皆さんが述べていた公平性などを踏まえて、裁判所としては、評議していきたいと思っております。

弁護士、検察官からの質問

司会者

それでは、ここで出席されている検察官、弁護士から御質問などがあればお願いいたします。

松枝検事

ここまでの話をお聞きして、当事者の立場から雑感をお話しさせていただきます。先ほどお話しがありました量刑の数値化の問題についてですが、これは、裁判員制度が始まった当初から、当事者としても、いかに裁判員の皆様にお示ししていくかということは今でも続いている課題です。一つの考え方としては、裁判員制度が始まって以降、市民の皆様の感覚が反映された、ある程度の量刑範囲、並びにそれ以前の同種事例の量刑分布をある程度表形式にして、その中で本件がどこに当てはまっていくのかというように量刑を決めていく方法もあると思っています。しかし、個人的な意見ではありますが、それが、検察庁の方としてはなかなかやりづらいということもあり、大前提として、それを検察官が行うというのは、4番の方が御指摘されたように、市民感覚を反映させる裁判員制度の趣旨にやや抵触することもあるのではないかと考えています。そういった意味において、今回の事案についても検察庁として正面から求刑についてどのように算出して決めたのかという数値化までは、詳しくお話をしていなかったのだと考えます。ただし、少なくとも検察庁としては、量刑を判断する上で、例えば事件の顔を知る意味において、行為の危険性なり、結果の重大性なりを言葉として並べるにしても、これらの項目の中で、どこに着目していただきたいのかということ念頭において、一つ一つ摘示させていただきました。よって、本日お話しいただいた中では、伝わっていない部分が多にあるのだと思いますので、その点は今後の執務の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、先ほど精神科医の鑑定書の話が出ていました。3番の方と4番の方が担当されていた事件でございますが、これは、起訴に至る過程の中で、捜査機関が精神科医に精神鑑定を依頼して、ある程度の期間をかけて精神鑑定を実施した結果を精神科医がまとめた書類となります。公判手続の中では、その一部を抜粋したものを朗読させていただいたということになります。それについて、分かりづらい、まどろっこしいという御指摘をいただきましたが、もう少し具体的にどの部分か教えていただきたいと思っております。要するに、被告人の病名に関する鑑定書の主文の点なのか、量刑判断をするに当たって、その病名が本件にどれだけ影響しているかといった点なのか、あるいはそれ以外の点なのか、まどろっこしいという点について、最後まで解消されなかったのか、評議の中で解消されたのかという点についてお聴かせください。

3番

鑑定書は、この部分はもしかすると関係ある部分かもしれないが、違うかもしれないといった、どちらにも取れる内容でした。もちろん精神科医としては関係しましたとは言えないと思いますが、文章を少しずつ断片的に分けていって、この部分にこのように書いてあるため、結果的に今回の事案においては、量刑の部分に影響してくる可能性が

あるのかないのかという話し合いを評議の中でたくさんしました。病気になっているのは分かっている、その病気と今回の放火が関係あるのかないのかという点について曖昧に取られてしまうという感覚があり悩んでいました。判決を出すまでの話し合いの中で、精神鑑定については、このように理解しようと私の中での答えは決まりましたし、精神科医に聞いたわけではありませんが、精神鑑定を参考にして、納得して、あのような判決になったものと思っています。鑑定書については、役に立ったというか参考にはなりません。

松枝検事

精神鑑定の結論を精神鑑定書という形で皆さんにお示ししました。それは、この病気は何パーセント影響下に置かれていたことを示すものではなく、ただ、ある程度は影響したが、責任能力の程度を例えば心神耗弱までには至ってはいないというような結論を示したものでしたが、精神科医の鑑定書が出てきたときに、その鑑定書のみをもってその部分を判断されるという発想になっていたのか、本件の精神病から犯行に与えた影響を語る上では、犯行に至るまでの経緯やどのような経緯や過程により犯行に至ったのかという点についても斟酌していただきたいと検察官の立場としては思うところではありますが、その点も評議の中で十分反映されていたのか、鑑定書の記載ありきとしたことを踏まえて、実際どれくらい精神病の影響があったのかという評議ができる状態でしたでしょうか。

3番

最初、検察官の話を聞いていて、精神病に対して怪しいなという感覚がすごくあり、精神病は関係ないのではないかとの思いが少しありましたが、鑑定書が出てきているので、これを読まないと関係しているのか分からないとして、一応は評議したつもりですが、被告人が精神病であるといった前提での話にはなっていませんでした。まずは、状況があり、その状況について話し合っ、その中で、精神鑑定があつて、これがどこまでこの事件に関係してくるのかという評議でした。状況ありきで、精神病がどこまで関係してくるのかどうかという話し合いであつたと思っています。

4番

執行猶予や保護観察を付ける、付けないという段階においては、精神鑑定の結果を重要視しており、その部分においては、影響があつたと記憶しています。

松枝検事

個人的な部分もありますが、検察庁が危惧をしていますのは、今後、精神鑑定が増えていくものと考えており、精神疾患を抱えた方の犯罪について、量刑の判断をしていただく局面になったときに、例えば、精神鑑定書があるが故に執行猶予に付すなど、免罪符的な使われ方をされるのではないかとこのころです。今回の事案では、判決の内容を見ましても多少そのような部分もあつたのではないかとこのころです。そうすると、我々の立証の方法として、書類がよいのか精神科医に来ていただいてお話をしていた

くのがよいのか、お聞きした次第です。

中村弁護士

鑑定書は、誰が証拠として請求した、どのような鑑定だったのですか。

司会者

捜査機関の行った本鑑定の結果でした。

中村弁護士

論告や弁論の中では、鑑定の解釈というか、これはこのように読むであるとか、このように有利になるなどの説明はなかったのでしょうか。

4番

むしろ弁護人からあったくらいで、検察官からの説明は記憶としてはありませんでした。

中村弁護士

先ほど自殺目的ではないのではないという点が評議されたということで、例えば、過去の量刑傾向を調べるわけですが、自殺目的というケースなのかどうかという部分について、参照するものが変わるので、それを決めることなどについての議論はありましたか。

3番

休憩時間において、裁判員同士での議論はありましたが、自殺目的かどうかという話はありませんでした。

中村弁護士

裁判員同士ということでしたが、裁判官には、疑問を尋ねられたりしましたか。

3番

始めのころは尋ねたような記憶があります。

中村弁護士

先ほど、冒頭陳述が複数回あったということですが、これは手続二分的に行ったということですか。

司会者

論点ごとの冒頭陳述を行わないと分からないのではないかとということで、そのような形としました。

中村弁護士

弁護人は、被告人が否認している以上無罪を主張するということになり、有罪だということになった場合に、争いのない事件については、量刑に関して酌むべき事情があるので減軽を主張するということになりますが、否認事件では、そもそも減軽の主張をしないため、そのような場合に、量刑を決める際、弁護側が2段階でそのような減軽の主張もした方が評議もしやすかったのではないかとということについてお伺いしたいと思います。

司会者

1 番及び 2 番の方が担当した事件については、量刑について触れられていなかったようですがいかがでしょうか。

2 番

後半になり、言い逃れは苦しくなってきたのではないかとこの段階になると、弁護人が弁論を行う際、説明が弱くて、そこを説明しても結論は変わらないのではないかと思いますので、量刑についての意見があってもよかったのではないかと思います。

伊藤判事補

先ほど、量刑を数に落とし込むのが難しいとの意見が皆様方から出ていたところであり、過去の例というか、分布のようなものをお示しするということがあったとは思いますが、示すタイミングというか、そのようなものがあれば、いつの段階で分かっていたら利用がしやすかったとあるとか、4 番の方の御指摘にもあったように、それを見せると、なかなか自由に考えられないとか、そのような御感想があればお聞かせ願えますか。

3 番

最初に見てしまうと、それに従ってしまう気もしますし、最後まで見なければ、それが正しかったのか悩んでしまってジレンマとなり悩ましいところです。ただし、そのようなものがなければ厳しいというか、何も無い状態で決めることはできなかったと思えますし、自分で調べてしまうかもしれません。それを見せた上で決めることがよいのかという点については反論が出てきますし、それなら最初からデータベースに入れて量刑を決めてしまい、有罪無罪だけを決めればよいのではないかとということにもなり、私は、その点の落としどころの勉強をしていないので、大変であると思えます。

2 番

有罪が濃厚で、量刑だけの争いであれば、早い段階で見せてもらえると考えやすいとは思いますが、私達が担当した事案で、早い段階から見せられると迷ってしまいます。私達の事件では、最後の評議の後だったので、タイミング的にはよかったと思えます。あの規模の事件が過去にはなかったようでしたので、見せられてもあまり参考にならないということもあり、あのような場合は、早く見せなくてもよいのではないかと考え、難しいと思えます。

4 番

基本的には、私達が担当した事件では、あのタイミングで見せていただいたということは、ベターであったと思えます。ある程度、自分たちの中で評議をして、このくらいなのかなというものがあつた上で、過去のデータベースを見せてもらい、過去の量刑ともそんなにずれていないという形のところが良いと思えます。そうでなければ参加する意義はないというか、最初から数字が出ているのであれば、私達が仕事を休み、時間を掛けて参加する必要はないと思えますので、せっかく選ばれた裁判員が頭を悩ませて

喧々諤々と話をして、ある程度形を作った段階で見せていただく今回の流れでよかったのではないかと考えています。

今後参加する方へのメッセージ

司会者

最後に、今後、裁判員に選ばれるであろうという方へメッセージや感想など伝えたいことなどがあればお願いいたします。

4番

実は、今回、参加の要請があつてから、質問内容はある程度分かつていたため、話す内容を考えてメモにして用意し、プラスのイメージで感想を述べましたが、それができたのは、あくまでもこの事件であつたからという部分はあります。これが、殺人事件を担当することになり、死刑の判決を出すような裁判に、裁判員として自分が担当していたら、まずこの場に来ていないという気がしています。よって、裁判員になったときの担当した事件の内容によりケースバイケースであると思いますので、参加する方へのメッセージを考えていたときに、自分は、本当によい経験をして、プラスになったという感覚を持っているのですが、違う事件を担当すると全く違う感覚を持っていると思いますので、どのような事件を担当するか分からない将来の裁判員に対しては、考え抜いた末、何も出てこなかったというのが正直なところです。

3番

感想になりますが、選ばれたことに対する驚きとともに、自分の知らない世界に飛び込み、絶対に勉強になるという期待感というか、軽い感覚がありました。そのような感覚を受けて、いざ裁判を担当し、色々な経験をして、色々な勉強をさせてもらって、皆さんと話し合つて、いつもの職場や友達との会話とは全く違う勉強になることをさせてもらって、4番の方と同じようにテストが終わつた感じを受け、よい経験をしたという感想はあります。誰かが傷ついたのであるとか、血などを見せられたということではないのにも関わらず、被告人があの場合に立っている映像が長い間頭に残り、それについて考えてしまう期間があつて、その後、私の中で引きずる部分がありました。最初は軽い気持ちで来たのは確かですが、そんなに軽いものではないなという素直な感想です。それが悪い経験であつたかというとなんなに悪い経験ではなかったと思いたいですし、悪い経験にならないようにしようと思っています。ただ、予想しているよりも自分は弱かつたですし、人を裁くという新しい経験をするというのは予想以上に大変なのだと思います。4番の方が言うように、事件によって色々変わってくるので、今後の参加者には、何と云つてもよいか分かりませんが、私は大変でした。

2番

3番の方や4番の方が言うように、やってみてよかったか、失敗したかという点については、ケースバイケースであり、事件にもよるでしょうし、死体などを見せられてもよい気分になる人はいないと思いますが、私は、やってみてよかったと思っています。

ただ、こればかりは、やってみないと分からないので、選ばれた際には、是非やってみの方がよいのではないかと考えています。一つ間違いなく言えるのは、裁判のニュースについては、見るようになりました。

1 番

今までは、新聞やテレビの報道で、事件の結果が出ると、どのようにして決まってくるのかという疑問がありました。実際に裁判員として裁判に携わって、仕組みが分かっただけでも、大変勉強になりましたので、今後、裁判員になられた方には、やっていただきたいと思っています。

報道機関等からの質問

司会者

報道機関の方からの質問を受け付けたいと思います。

共同通信社

裁判員経験者の皆様に、今回の意見交換会に参加された感想をお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

4 番

この会場に入ったときに、傍聴席のプレッシャーがすごかったのですが、思ったことは話せたのでよかったですと思います。

3 番

来られてよかったですと思います。担当した裁判が終わった後に心に残っていることがあったので、このような意見交換会の場で話せるのはよい機会でしたし、気持ちよく帰ることができます。

2 番

今日来たのは、他の事件を担当された方が来ると思い、その方の話が聞きたかったためです。そのような意味では他の事件の内容が分かって、非常に充実した意見交換会であったと思います。また、裁判中は、弁護人や検察官に直接話を聞くことができなかったので、それができてよかったです。

1 番

自分で考えている意見が言えなかったという印象です。緊張してしまい、思っていたことが言えなかったのが残念でした。

共同通信社

司会者である二宮裁判官に質問です。今回色々な話が出ましたが、4人の方の話を聞いた裁判官からの目線での感想をお願いいたします。

司会者

本当に率直な御意見をいただいて有り難かったと思っております。やはり、分かりにくいとか、私達も失敗したと思っている部分を端的に指摘していただけたと思っております。最初の部分で評議の時間を長く取った方がよいのではという意見がありましたが、

長くなるとその分のデメリットとして、御負担をかけることもあったり、争点をどの程度絞るといふことも考えなければならなかったりと、色々と考えさせられるところが多々あったと思っております。本日の話を踏まえた上で、これを今後の審理に役立てていき、どう生かしていくかが私達裁判官としての責務と思っております。

司会者

その他に何かございませんでしょうか。ないようですので、これで意見交換会を終了したいと思います。本日お越しいただきました4人の経験者の皆様、本当にありがとうございました。今後とも裁判員裁判をした経験を何らかの機会の際に周りの方にお伝えいただければ非常に有り難く思います。本日は誠にありがとうございました。

以 上